

< 紹介手数料に関するご案内 >

当社は 紹介手数料に関し 下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い 受理されています。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降 求人・求職者に提供する紹介のサービス	■ 成功報酬 ・ 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の～100%。 ■ 手数料負担者は 求人者。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	■ 成功報酬 ・ 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の～100%。 ■ 手数料負担者は 求人者。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	■ 着手金 0 円 ■ 1 日当たり 0 円 ■ 成功報酬 ・ 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の～100%。 ■ 手数料負担者は 求人者。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	■ 成功報酬 ・ 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の～100%。 ■ 手数料負担者は 関係雇用主。

上記手数料には 消費税は含まれておりません。別途申し受けます。

実際には 上記手数料を上限とし 別途契約書に定めた手数料を 適用させていただきます。